

**医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査に
関する報告書
(構造設備基準)**

医療機関名

1 [病室等]		
1 病室	基準を満たしていますか。	適・否
病室 (医療法施行規則第16条第1項第2の2～4号、第2項、附則5～6条)	患者定員に見合う床面積を有しているか。 ・1人当たり6.4㎡以上、療養病床の病室は1室4床以下。 ・小児のみを入院させる病室は、上記床面積の三分の二以上とすることができる。 経過措置 ・既存建物内の療養病床は又は経過的旧療養型病床群に係る病室以外の病室の面積は、患者1人を入院させるものは、6.3㎡以上、2人以上を入院させるものは4.3㎡以上。 ・平成12年3月31日までに療養型病床群に転換したものは1人につき6㎡以上。	☐
2 精神病室	医療及び保護のために必要な方法がとられていますか。	適・否
精神病室 (医療法施行規則第16条第1項第6号)	疾患の特性を踏まえた適切な医療提供及び患者保護のために必要な方法を講じているか。 ・自傷他害のおそれのあるものを入院させる保護室を設置する。 ・保護室の採光、換気、通風、冷暖房等の環境を考慮する。 ・合併傷病等がある場合、配膳、消毒の方法を考慮して感染を防止する。	☐
3 結核病室	感染予防のための必要な方法がとられていますか。	適・否
結核病室 (医療法施行規則第16条第1項第7号、第12条)	院内他部所や外部に対する感染予防のための遮断等必要な措置を講じているか。	☐
4 感染症病床	感染予防のための必要な方法がとられていますか。	適・否
感染症病室 (医療法施行規則第16条第1項第7号、第12条)	院内他部所や外部に対する感染予防のための遮断等必要な措置を講じているか。	☐
5 放射線治療病室	定められた構造になっており、適正に管理されていますか。	適・否
放射線治療室 (医療法施行規則第30条の12第1項第1～3号)	・画壁外部が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。 ・放射線治療病室である旨の標識があるか。 ・汚染除去の所定の方法が講じられているか。	☐
6 診察室・処置室	整備されていますか。	適・否
診察室・処置室 (医療法第21条第1項第2号、第4号、医療法施行規則第20条第1号、第4号)	診療科ごとに専門の診察室があるか。 (処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けること。)	☐

7 手術室	整備され必要な設備が設けられていますか。	適・否
手術室 (医療法第21条第1項第3号、医療法施行規則第20条第3号)	塵埃が入らないようにし、内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を有しているか。	☐
	起爆性のある麻酔ガスの使用にあたっては、危害防止上必要な方法を講じているか。	☐
8 分娩室及び新生児の入浴施設	必要な施設が整備されていますか。 (産婦人科又は産科を標榜する病院)	適・否
分娩室及び新生児の入浴施設 (医療法第21条第1項第10号)	分娩室及び新生児の入浴施設(沐浴室及び浴槽)を有し、適正な構造となっているか。 ・沐浴室は専用であることが望ましいが、分娩室等と適宜仕切られるような構造であってもよい。	☐
9 臨床検査施設	整備され必要な設備が設けられていますか。	適・否
臨床検査施設 (医療法第21条第1項第5号、医療法施行規則第20条第5号)	血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられているか。	☐
	火気を使用する場所には、防火上必要な設備が設けられているか。	☐
10 調剤所	整備され必要な設備が設けられていますか。	適・否
調剤所 (医療法第21条第1項第7号、医療法施行規則第16条第1項第14号)	採光及び換気が十分で、かつ、清潔が保たれているか。	☐
	冷暗所が設けられているか。	☐
	感量10mgの天秤及び500mgの上皿天秤その他調剤に必要な器具を備えているか。	☐
11 給食施設	定められた構造であり、かつ、必要な施設、設備が設けられていますか	適・否
給食施設 (医療法第21条第1項第8号、医療法施行規則第20条第8号)	入院患者全てに給食することのできる施設を有しているか。	☐
	床は耐水材料で作られ、洗浄及び排水又は清掃に便利な構造となっているか。	☐
	食器の洗浄消毒設備が設けられているか。	☐
	ウイルス感染の危険のある患者の用に供した食器について他の患者の食器と個別に消毒する設備となっているか。(その他の感染防止措置(使い捨て食器の使用等)を講じている場合を含む。)	☐

12 歯科技工室	必要な設備が設けられていますか。 (歯科技工室を有する病院)	適・否
歯科技工室 (規則第16条第1項第13号)	防じん設備及び防火設備が設けられているか。	☐
13 階数及び規模に応じた建物の構造	定められた基準に適合していますか。	適・否
階数及び規模に応じた建物の構造 (規則第16条第1項第2号)	3階以上の階に病室を設けている場合は主要構造部が耐火構造となっているか。	☐
	放射線治療病室以外の病室を、地階に設けていないか。	☐
14 階段	定められた基準に適合していますか。 (第2階以上の階に病室を有する病院)	適・否
階段 (規則第16条第1項第8号、第9号)	患者の使用する屋内直通階段が2以上設けられているか。	☐
	階段及び踊場の幅は、内法1.2m以上、蹴上げは0.2m以下踏面は0.24m以上で、適当な手すりが設けられているか。	☐
15 避難階段	定められた基準に適合していますか。 (第3階以上の階に病室を有する病院)	
避難階段 (規則第16条第1項第10号)	避難に支障のないように2以上の避難階段が設けられているか。	☐
16 廊下	定められた基準に適合していますか。	適・否
廊下 (規則第16条第1項第11号)	精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法で片廊下は1.8m以上、中廊下は2.7m以上であるか。	☐
	上記以外の廊下の幅は、内法で片廊下は1.8m以上、中廊下は2.1m以上であるか。	☐
17 便所	適正な構造になっていますか。	適・否
便所 (医療法第20条)	清潔を保持し、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるものであるか。	☐
18 消毒施設	定められた基準に適合していますか。	適・否
消毒施設 (医療法第21条第1項第12号、市条例第5条第1項第1号、第2項第1号)	蒸気、ガス若しくは薬品を用いて入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであるか。 〔繊維製品の滅菌消毒を業務委託する場合においては当該業務に係る設備を除く。〕	☐

19 洗濯施設	設置していますか。	適・否
洗濯施設 (医療法第21条第1項第12号、市条例第5条第1項第2号)	洗濯施設が設けられているか。 〔 寝具類の洗濯の業務委託をする場合には 〕 当該業務に係る設備を除く。	☐
20 機能訓練室	定められた基準に適合していますか。 (療養病床を有する病院)	適・否
機能訓練室 (医療法第21条第1項第11号、医療法施行規則第20条第11号)	1以上の機能訓練室は、面積40㎡以上(内法)であり、必要な機器、器具を備えているか。	☐
21 談話室	定められた基準に適合していますか。 (療養病床を有する病院)	適・否
談話室 (医療法第21条第1項第12号、市条例第5条第1項第3号、第2項第2号)	患者同士又は患者とその家族が談話を楽しめる広さとなっているか。(食堂との共用可)	☐
22 食堂	定められた基準に適合していますか。 (療養病床を有する病院)	適・否
食堂 (医療法第21条第1項第12号、市条例第5条第1項第4号、第2項第3号)	療養病床の入院患者1名につき1㎡以上の広さとなっているか。	☐
23 浴室	定められた基準に適合していますか。 (療養病床を有する病院)	適・否
浴室 (医療法第21条第1項第12号、市条例第5条第1項第5号、第2項第4号)	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	☐

2 [放射線装置及び同使用室]		
1 エックス線装置及び同診療室	エックス線装置を有する病院	適・否
防護措置 (医療法施行規則第30条)	エックス線装置に所定の障害防止の方法が講じられているか。	☐
壁の構造 (医療法施行規則第30条の4)	画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
操作する場所 (医療法施行規則第30条の4)	操作する場所は、エックス線室と別室になっているか。	☐
標識 (医療法施行規則第30条の4)	エックス線診療室である旨を示す標識があるか。	☐
2 診療用高エネルギー放射線発生装置及び同使用室	診療用高エネルギー放射線発生装置を有する病院	適・否
防護措置 (医療法施行規則第30条の2)	高エネルギー放射線発生装置に所定の障害防止の方法が講じられているか。	☐
壁の構造 (医療法施行規則第30条の5)	画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
出入口 (医療法施行規則第30条の5)	人が常時出入する出入口が1箇所、その出入口には放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられているか。	☐
標識 (医療法施行規則第30条の5)	使用室である旨の標識があるか。	☐
3 診療用粒子線照射装置及び同使用室	診療用粒子線照射装置を有する病院	適・否
防護措置 (医療法施行規則第30条の2の2)	診療用粒子線照射装置に所定の障害防止の方法が講じられているか。	☐
壁の構造 (医療法施行規則第30条の5の2)	画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
出入口 (医療法施行規則第30条の5の2)	人が常時出入する出入口が1箇所、その出入口には放射線照射時に自動的にその旨を表示する装置が設けられているか。	☐
標識 (医療法施行規則第30条の5の2)	使用室である旨の標識があるか。	☐

4 診療用放射線照射装置及び同使用室	診療用放射線照射装置を有する病院	適・否
防護措置 (医療法施行規則第30条の3)	診療用放射線照射装置に所定の障害防止の方法が講じられているか。	☐
主要構造部等 (医療法施行規則第30条の6)	使用室の主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっているか。	☐
画壁の構造 (医療法施行規則第30条の6)	画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
出入口 (医療法施行規則第30条の6)	人が常時出入する出入口が1箇所、その出入口には放射線照射時に自動的にその旨を表示する装置が設けられているか。	☐
標識 (医療法施行規則第30条の6)	使用室である旨の標識があるか。	☐
床等の構造	装置の紛失防止のため、室の床等は突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等の隙間の少ないものになっているか。	☐
5 診療用放射線照射器具使用室 (医療法施行規則第30条の7)	診療用放射線照射器具を有する病院	適・否
画壁の構造	画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
出入口	人が常時出入する出入口は、1箇所であるか。	☐
標識	使用室である旨の標識があるか。	☐
床等の構造	器具の紛失防止のため、室の床等は突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等の隙間の少ないものになっているか。	☐
6 放射性同位元素装備診療機器使用室 (医療法施行規則第30条の7の2)	放射性同位元素装備診療機器を有する病院	適・否
主要構造部等	使用室の主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっているか。	☐
外部に通じる部分	外部に通じる部分には閉鎖のための設備又は器具が設けられているか。	☐
標識	使用室である旨の標識があるか。	☐
予防措置	骨塩定量分析装置と輸血用血液照射装置に関して、適切な遮蔽物又は間仕切りを設けるなど予防措置を講じ、管理区域を明確にしているか。	☐

7 診療用放射性同位元素 使用器具使用室 (医療法施行規則第30条の7の3)	診療用放射性同位元素使用器具を有する病院	適・否
主要構造部等	使用器具使用室の主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっているか。	☐
部屋の区画	使用器具準備室と診察室が区画されているか。	☐
画壁の構造	画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
出入口	人が常時出入りする出入口は、1箇所であるか。	☐
標識	使用器具使用室である旨の標識があるか。	☐
内部の壁等の構造	内部の壁、床等は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等の隙間の少ない構造となっているか。	☐
	内部の壁、床等の表面は、平滑で気体又は液体が浸透しにくく且つ腐食しにくい材料で仕上げられているか。	☐
出入口に設けるもの	出入口付近に汚染の検査に必要な測定器、汚染除去に必要な器材及び排水設備に連結した洗浄設備並びに更衣設備が設けられているか。	☐
使用器具準備室に設けるべきもの	使用器具準備室には排水設備に連結した洗浄設備が設けられているか。	☐
	使用器具準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられている場合、その装置は排気設備に連結されているか。	☐
8 診療用放射性同位元素 使用室 (医療法施行規則第30条の8)	診療用放射性同位元素を有する病院	適・否
主要構造部等	使用室の主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっているか。	☐
部屋の区画	準備室と診察室が区画されているか。	☐
画壁の構造	画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
出入口	人が常時出入りする出入口は、1箇所であるか。	☐
標識	使用室である旨の標識があるか。	☐
内部の壁等の構造	内部の壁、床等は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等の隙間の少ない構造となっているか。	☐

内部の壁等の構造 出入口に設けるもの	内部の壁、床等の表面は、平滑で気体又は液体が浸透しにくく且つ腐食しにくい材料で仕上げられているか。	☐
	出入口付近に汚染の検査に必要な測定器、汚染除去に必要な器材及び排水設備に連結した洗浄設備並びに更衣設備が設けられているか。	☐
準備室に設けるべきもの	準備室には排水設備に連結した洗浄設備が設けられているか。	☐
準備室に設けるべきもの	準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられている場合、その装置は排気設備に連結されているか。	☐
9 陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素使用室 (医療法施行規則第30条の8の2)	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院	適・否
主要構造部等	使用室の主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっているか。	☐
部屋の区画	準備室、診療室、待機室が区画されているか。	☐
画壁の構造	画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
出入口	人が常時出入する出入口は、1箇所であるか。	☐
標識	使用室である旨の標識があるか。	☐
撮影装置操作場所	撮影装置操作場所は使用室の外部に設けられているか。	☐
内部の壁等の構造	内部の壁、床等は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等の隙間の少ない構造となっているか。	☐
	内部の壁、床等の表面は、平滑で気体又は液体が浸透しにくく且つ腐食しにくい材料で仕上げられているか。	☐
出入口に設けるもの	出入口付近に汚染の検査に必要な測定器、汚染除去に必要な器材及び排水設備に連結した洗浄設備並びに更衣設備が設けられているか。	☐
準備室に設けるべきもの	準備室には排水設備に連結した洗浄設備が設けられているか。	☐
	準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられている場合、その装置は排気設備に連結されているか。	☐

10 貯蔵施設 (医療法施行規則第30条の9)	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院	適・否
部屋の区画	貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造となっているか。	☐
画壁の構造	貯蔵施設の外側における実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
貯蔵室の主要構造部等	貯蔵室の主要構造部等は耐火構造でその開口部には特定防火設備に該当する防火戸が設けられているか。	☐
貯蔵箱等	貯蔵箱等は、耐火性の構造となっているか。	☐
出入口	人が常時出入する出入口は、1箇所であるか。	☐
外部に通じる部分	外部に通じる部分に、かぎその他閉鎖のための設備又は器具が設けられているか。	☐
標識	貯蔵施設である旨を示す標識があるか。	☐
貯蔵容器	貯蔵容器は、貯蔵時において1mにおける実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
	空気を汚染するおそれのある状態にある診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造となっているか。	☐
	液体状の診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、こぼれにくい構造で且つ液体が浸透しにくい材質であるか。	☐
	貯蔵容器にその旨を示す標識があり且つ貯蔵する同位元素の種類及び数量が表示されているか。	☐
汚染防止対策	受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための設備又は器具が設けられているか。	☐
11 運搬容器 (医療法施行規則第30条の10)	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を院内で運搬して使用する病院	適・否
運搬容器	診療用放射線照射装置、診療用放射線器具、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を運搬する容器は、所定の要件を備えているか。	☐

12 廃棄施設 (医療法施行規則第30条の11)	診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院	適・否
画壁の構造	廃棄施設の外側における実効線量が所定の線量以下になるよう遮蔽されているか。	☐
排水設備	排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限界以下とする能力を有しているか。	☐
画壁の構造	排液の漏れにくい構造であり、浸透しにくく且つ腐食しにくい材料が用いられているか。	☐
排水設備 排気設備	排液処理槽は、排液採取又は排液中の放射性同位元素の濃度測定ができる構造であり且つ排液流出の調整装置が設けられているか。	☐
	排液処理槽の上部開口部はふたのできる構造であるか。又は、その周囲に人がみだりに立ち入らないよう柵等が設けられているか。	☐
	排水管及び排液処理槽並びに人がみだりに立ち入らないための柵等を設けた場合の出入口付近に排水設備である旨の標識があるか。	☐
	排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力を有しているか。	☐
	人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限界以下とする能力を有しているか。	☐
排気設備 保管廃棄設備	気体が漏れにくい構造であり、腐食しにくい材料が用いられているか。	☐
	排気浄化装置、排気管及び排気口に排気設備である旨を示す標識があるか。	☐
	外部と区画された構造であるか。	☐
	外部に通じる部分に鍵その他閉鎖のための設備又は器具が設けられているか。	☐
保管廃棄設備	空気を汚染するおそれのある状態にある物を入れる保管廃棄の容器は気密な構造であるか。	☐
	液体状の診療用放射線同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる保管廃棄の容器は、こぼれにくい構造で且つ液体が浸透しにくい材質であるか。	☐
	保管廃棄設備である旨を示す標識はあるか。	☐